

社会福祉法人大崎市社会福祉協議会

身体拘束等の適正化のための指針

(身体拘束等の適正化に関する基本的事項)

第1条 身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努める。

(身体拘束等適正化委員会の設置)

第2条 身体拘束等適正化委員会は、社会福祉法人大崎市社会福祉協議会虐待防止のための指針に定める「虐待等防止マネジャー」※1を主たる構成員として委員会を設置する。

(身体拘束等適正化委員会の開催頻度と記録)

第3条 身体拘束等適正化委員会は、サービスごとに定められた回数を年度内に開催し、身体的拘束の発生や発生が疑われる事項がある場合には必要に応じて随時開催する。会議内容は全職員に周知し、その記録は5年間保存するものとする。また、身体拘束適正化の取組みとして虐待等防止対策会議において一体的に委員会を開催することも可能とする。

2 委員会の開催は以下の通りとする

3か月に1回：介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型) 特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

年1回以上：上記以外の事業所

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第4条 職員に対する虐待防止、身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底する。

2 研修の実施は以下の通りとする

年2回以上：介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型) 特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

年1回以上：上記以外の事業所

3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存とする。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

第5条 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

(1) 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を組織として慎重に検討・決定します。

身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載する。

(2) 本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明し「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明・同意書」(様式1)により同意を得る。

(3) 行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政機関に相談・報告する。

(4) 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、「緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過観察・結果記録」(様式2の1、様式2の2)によりその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、2年間保存する。また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、会議等で報告する。

(入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、本会広報等において、いつでも閲覧が可能な状態とする。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

第7条 第3条に定める研修会等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図るものとする。

※1 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会虐待防止のための指針

(虐待等防止委員会及びその他施設内の組織に関する事項について)

第2条 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が…

7 責任者は、施設、事業課に所属長並びに事業所管理者等で構成する「虐待等防止検討委員会」を設置し、全ての事業所等に虐待等防止マネジャーを置くものとする。

附 則

この指針は、令和 4年 4月 1日より施行する。

附 則

この指針は、令和 7年 1月 1日より施行する。

【様式 1】

緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明・同意書

様

- 1 _____様の状態が、下記のＡＢＣすべてを満たしている為、緊急
やむを得ず下記の方法と時間等において身体拘束を行います。
- 2 身体拘束等解除を目標に鋭意検討を行う事を約束致します。

記

- A 利用者本人または、他の利用者等の生命又は身体が危機にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体拘束等を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- C 身体拘束等が一時的である。

個別の状況による拘束の必要な理由	
拘束のケア方法 (場所、行為、部位、内容)	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

令和 年 月 日

施設長名

印

記録者名

印

上記の件について説明を受け、同意致しました。

令和 年 月 日

身元引受人氏名

印

(続柄

)

【様式 2 の 1】

緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過観察・結果記録

令和 年 月 日

利用者氏名

[illegible]

【様式 2 の 2】

緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過観察・結果記録

令和 年 月 日

利用者氏名

[illegible]

【様式 3】

緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過説明

身元引受人

様

様の状態が、下記の A B C すべてを満たしている為、緊急やむを得ず下記の方法と時間等において身体拘束等を実施した経過を報告いたします。

- A 利用者本人または、他の利用者等の生命又は身体が危機にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体拘束等を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- C 身体拘束等が一時的である。

開始及び解除の予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
拘束のケア方法 (場所、行為、部位、内容)	
実施経過	
評 価	

上記の通り報告いたします。

【報告日】 年 月 日

【報告者】 印

上記の件について説明を受け、確認し了解いたしました。

年 月 日

身元引受人氏名 印

(続柄：)